

取引受付サービス利用規定

交易指示服務利用規定

第1条【取引の方法】 交易方式

当行へ取引を依頼する方法は、対面取引、書類原本の郵送及びFAX/Emailサービスが利用できるものとします。
交易方式包括親送至本行、郵寄正本文件及以傳真暨電子郵件交易指示服務。

第2条【FAX/Emailサービスの内容】 傳真暨電子郵件交易指示服務內容

FAX/Emailサービスとは、利便性を考慮して下記の業務を FAX/Email によって受け付けるサービスを指します。
当行及び本サービスの契約者双方の同意をもって契約の締結を行った後、契約者は下記の業務を FAX/Email により依頼し、当行は、受信後に本利用規定に定めた方法に基づき事実確認を行った上で業務を行います。

本行為提供顧客給予交易指示之便利性，提供透過傳真暨電子郵件交易指示服務。本行及欲申請本行此服務之申請人，雙方同意並於申請人提出申請且經本行核准後，得以傳真及(或)電子郵件方式給予下列所提之交易指示，本行亦將照本利用規定進行交易。

<p>預金業務 存匯業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✚ 送金（仕向） 匯出匯款 ✚ 振込内容訂正・組戻 匯款之改匯及退匯 ✚ 定期預金 定期存款 ✚ 振替 行内轉帳 ✚ 振込入金に関する声明 匯入匯款之切結書 ✚ 質権設定・抹消 設、解質 	<ul style="list-style-type: none"> ✚ 資本信用証明書の発行 資信證明申請 ✚ 残高証明書の発行 餘額證明 ✚ 入出金明細書の発行 調閱對帳單 ✚ 定期預金(満期)取扱条件の変更 修改定期存款(到期)處理指示通知 ✚ 取引明細書の発行 調閱水單
<p>与信業務 授信業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✚ 融資実行 額度動用 ✚ 繰上返済 提前還款 ✚ 信用状/保証状の発行 開發信用状/保函 	
<p>その他、本店に授權された支店責任者が認めた取引 其他經總行授權單位主管核准之交易</p>		



第3条【FAX/Email サービスの開始について】 傳真暨電子郵件交易指示服務申請

利用申込書等の提出 [提交服務申請書](#)

契約者がFAX/Emailサービスを利用開始する場合は、利用申込書その他当行所定の書類に必要事項を記入のうえ、届出印を押印して提出してください。その際に、本人確認のため、契約者及び代理人本人が必ず当行において開設申請を行います。利用申込書受領後、FAX/Emailの送受信テストを行い、問題がなければ利用開始となります。


申請人需填寫此服務申請書・登錄所有必要事項並用印後提出申請。申請人以及交易被授權人皆需親自至分行申請此服務以便進行本人確認。本行收受利用申請書後，會以傳真或電子郵件方式進行測試，測試完成後得以開始使用此服務。

第4条【FAX/Email での依頼について】 傳真暨電子郵件交易指示相關

- 1) 当行のFAX/Emailの詳細は下記のとおりです。業務を依頼する場合は、当行所定の書類に必要事項を記入のうえ、下記までご連絡ください。なお、下記以外のFAX及びEmailにて受信した依頼は無効とみなします。


本行「傳真暨電子郵件交易指示服務」之傳真電話號碼與電子郵件如下。給予交易指示時，請完整填寫本行所訂之申請書，以下列方式傳送交易指示。若非為下列方式傳送交易指示，本行一律視其交易無效。

東京支店 東京分行

 FAX : 03-3201-5757

 Email : eFAX-JP@esunbank.com

福岡支店 福岡分行

 FAX : 092-260-1927

 Email : eFAX-FK@esunbank.com

- 2) FAX/Email にて依頼を受信した後、FAX/Email受信印影の範囲において印鑑の照合を行います。その後、下記第5条に基づき担当者に電話確認を行います。電話確認の内容と受信した書類の内容が一致した場合、受信した書類を原本として取扱い、契約者の手元にある書類はコピーとみなします。

收受傳真或電子郵件指示後，本行將以收受之文件(即傳真影本或電子郵件)進行印鑑核對。核對完成後，本行將以電話聯繫下方第五條所登錄之被授權人進行電話確認。若電話確認之內容與收受交易指示內容一致，本行將視收受交易指示文件(即傳真影本或電子郵件)為正本，申請者持有之原稿即被視為副本。

- 3) 内容の不一致等 [内容不符之情形](#)

電話確認の内容と受信した書類の内容が一致していない事が判明した場合、印鑑の照合が出来なかった場合、記入すべき箇所が空欄になっている場合等は無効とみなし、その旨を契約者本人または担当者へ通知します。その場合は、別途新規で依頼を行ってください。

若產生電話中確認內容若與收受交易指示內容不一致、印鑑不符、未填寫完整等問題，本行將視此交易指示無效，並通知顧客或被授權人。請顧客或被授權人重新填寫交易指示，以便進行交易。

第5条【確認すべき内容について】需確認之内容

- 1) 当行は、録音機能の搭載された電話を使用し、申込書にて指定された電話番号へ連絡のうえ、担当者とは内容確認を行います。

本行一律依照申請書上指定之交易被授權人・使用具録音功能之電話進行本人確認。

- 2) 確認すべき内容:

本行需確認内容:

当行は日付、金額、口座番号、受取人等の情報の確認を行うことによりその取引の委託事実の真実性について確認します。なお、犯罪収益移転防止法等の法令による取引時確認が必要となる場合又は既に当該取引時確認済みの契約者であることを確認するために必要となる場合は、申告または書類(或いはその両方)により真実性又は契約者の同一性を確認させていただく場合がございますので、予めご了承ください。

本行需確認日期、金額、帳號、受益人等資訊以確保此交易之真實性。請了解・依照犯罪收益移轉防止法・交易進行確認時必須取得顧客申告(或相關文件)並確認其真實性。

- 3) 確認過程において当行は全過程を録音します。録音の保存期間は、5年間となりますが、保存期間経過前に何らかの事情により録音データが消滅したとしても、これにより当行は契約者に対して何らの責任も負いません。

確認過程將全程進行錄音。錄音保存期間為5年・若保存期間有任何因素導致錄音檔案銷毀・本行不負任何責任。

第6条【利用日及び時間について】利用時間

- 1) FAX/Emailサービスの利用日及び時間は、いずれも下記の通りとします、16:00以降に依頼を受付けた場合は、その依頼は翌営業日の処理とさせていただきます。

本行接受傳真交易暨電子郵件交易指示時間如下列・下午4點後收到之案件則視為次一營業日交易:

➤ 月～金(日本の営業日に限る) 日本時間の9:00～16:00まで

星期一～星期五(限日本營業日) 日本時間 9:00～16:00

- 2) 16:00までに下記の3項目の確認ができた場合、当日受付とみなし業務を行います。

若本行於交易當日下午4點前針對下列三點進行確認且完成・將其交易視為當日交易承作。

📌 印鑑照合 印鑑核對

📌 担当者との電話による内容確認 以電話與交易授權者進行本人確認之内容

📌 引き落とし口座の残高が足りていること 受扣帳號金額足夠



- 3) 16:00までに上記3項目の確認がとれなかった場合は、その依頼は翌営業日の処理とさせていただきます。

若本行未能於當日下午4點前取得顧客聯繫進行本人確認，將視其交易為次一營業日交易。

- 4) 海外送金における外為法上の確認義務履行等の為、当日中の処理が必ずしも出来ない場合がございます。当日中の処理が出来なかった場合は、翌営業日の処理とさせていただきます。

請顧客理解若交易指示為海外匯款相關，本行將依照外為法之確認義務規定進行查核，可能因查核時間較久而無法順利當日進行交易。若因查核問題無法當日執行交易，將視其交易為次一營業日交易。

- 5) 予約取引(先日付指定取引)は、最大30営業日先までの日付をご指定いただけます。

預約交易最多可預約30天內之交易。

- 6) 当行で受け付けた依頼を取り消す場合は、送信済依頼書に取り消しをする旨を記載し、お届出印を押印のうえ、取消依頼を提出してください。但し、当行による処理が既に完了している場合、取消はできませんのであらかじめご了承ください。

如果您想要取消的交易，請在申請書上記載要取消的請求並且蓋留存印鑑/簽樣。但如果我們已經完成交易，則無法取消。

- 7) 当行の責によらない回線障害等が発生した場合は、利用可能時間中であっても契約者に予告することなく、FAX/Emailサービスの取り扱いを一時停止または中止することがございます。

若於利用時間有任何不可抗拒之因素導致我行線路、設備等發生任何問題，本行將不另進行告知，此服務將暫時停止或當日終止此服務。

第7条【FAX/Emailサービスの変更・廃止及び利用規定の変更】

傳真暨電子郵件交易指示服務變更、停止及相關規定變更

- 1) サービス内容の変更、廃止 服務內容之變更、終止

当行は、当行の都合により、FAX/Emailサービスの内容を変更できることとします。また、1ヶ月前に告知を行うことで本サービスを停止、または廃止できることとします。この場合、契約者は当行に対し、いっさいの異議申し立てをすることはできません。

本行規定，本行依照得更改傳真暨電子郵件交易指示服務之內容。欲停止此服務，請於一個月前告知。顧客須了解相關規定，且不得有異議。

- 2) 利用規定の変更 利用規定之變更

サービス内容の変更にあたり本利用規定を変更する場合は、店頭にて変更後の利用規定全文を掲載します。本利用規定の変更後に、契約者が本サービスを利用したときは、'変更後の利用規定'を承認したものとみなします。

利用規定若有任何變更將於分行公告。此利用規定變更後，申請人使用此服務時，將以最新版本為基礎。

第8条【利用責任】 利用責任

当該業務のリスクについて十分認識を行ったうえで内部管理を強化し、オペレーショナルリスクの発生



を回避します。

本行了解此業務之風險並將加強內部管理，以避免任何作業風險。

第 9 条【FAX/Email サービスの利用不能】 傳真暨電子郵件交易指示服務無法使用之情形

次の場合、契約者はFAX/Emailサービスを利用することができません。この場合当行は、契約者に通知することなく依頼がなかったものとして取り扱います。これに起因して契約者が送金を行なうことができず損害が発生しても、当行は賠償責任を負いません。

若發生下列情況，將無法使用此服務，且本行將不另行通知顧客，並視為無收到此交易指示。若因下述情況導致顧客因無法執行交易而造成損失時，本行將一律不予以負責。

- a. 引落指定口座が解約された場合
指定帳號已解約
- b. 引落指定口座に関して支払差止または停止の届け出があり、それに基づき当行が所定の手続を行った場合
指定帳號遭停止時
- c. 契約者に差押等一定の事由が発生し、送金の取り扱いにつき当行が不相当と認めた場合
帳號遭凍結、或本行認為此筆交易為可疑、不妥之匯款時
- d. その他当行が契約者のFAX/Emailサービスの利用を停止する必要があると認めた場合
其他本行認為申請人此服務之使用權利需立即停止之情形。

第 10 条【免責】 免責事項聲明

次の各号の事由により送金不能、または遅延等があっても、これによって契約者に生じた損害について、当行は賠償責任を負いません。

若發生下列事項導致無法匯款、延遲等情況，本行將一律不予以負責。

- a. 契約者の端末機が故障した或いは、契約者が端末機を誤操作した場合
申請人之機械故障或操作失誤
- b. 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信機器、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じた場合
因無法預測之因素導致本行機器、導線、或電腦等故障
- c. 他行の責に帰すべき事由があった場合
責任歸屬他行時
- d. 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があった場合
若有任何災害、事變等無法抗拒之因素
- e. 当行が受信したサービス依頼内容に瑕疵がある場合
收受交易指示有瑕疵



- f. 不可抗力によって当行の業務処理が遅延した場合
具不可抗拒因素而延遲
- g. 指定された電話番号が不通の場合
指定本人確認之電話號碼不通
- h. 申込書の電話番号に書き間違いがある場合
申請書之電話號碼書寫錯誤
- i. 電話対応した者が担当者になりすましている場合
電話應答者疑似非為交易授權人本人
- j. FAX/Emailや電話が盗難にあったことにより損害が生じた場合
傳真交易、電子郵件、電話遭盜用而發生之任何損失

第 11条【手数料】 手續費等

- 1) 本サービスのご利用にあたり、手数料は発生いたしません。
使用此交易指示服務不需支付任何手續費。
- 2) 書類原本の郵送にかかる送料は原則お客様のご負担となります。ご了承ください。
文件正本郵寄時的費用原則上由顧客自行負擔。
- 3) 手数料金額 手續費
預金及び送金に係る手数料金額は、当行が制定する「手数料一覧表」をご参照ください。また、手数料一覧表は変更する場合がございますので、最新のものをご覧ください。
存匯相關手續費請參考本行之手續費一覽表，若有任何更新，亦請參考最新版本。
- 4) 支払方法 支付方法
手数料は、引落指定口座から自動的に引き落とします。この場合、普通預金規定に関わらず、普通預金払戻請求書の提出を省略します。
手續費皆由帳號自動受扣。

第 12条【届出事項の変更】 申請事項變更

- 1) 変更の届け出 變更之書面通知
第2条【FAX/Emailサービスの内容】に記載される業務以外についての届出は原本による受付のみとなります。住所、電話番号、担当者、その他届出事項に変更があった場合には、契約者は直ちに變更届を提出してください。当行は、變更届の原本を受理し、電話確認が完了した日の翌日を効力発生日とします。この届け出前に契約者に生じた損害については、当行は賠償責任を負いません。
除第2條【傳真暨電子郵件交易指示服務內容】的業務以外之文件僅以正本受理，若地址、電話號碼、交易被授權人等事項有變更時，申請人須提供變更申請書正本。本行將於收到變更申請書正本後受理，並於進行電話確認後隔日生效。若顧客於變更事項書面申請提出前，造成任何損失，本行一律不予以負責。
- 2) 通知等の延着、未着 未收到通知或通知延遲
前項による届出事項の変更の届け出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

若因顧客未提出上述變更，而造成相關文件或通知延遲、未到達之情況，本行皆視為郵件已送達。

第 13 條【FAX/Email 服務解約】傳真暨電子郵件交易指示服務解約事宜

1) 當事者の都合による解約 雙方合意解約

FAX/Email サービスは当事者一方の都合でいつでも解約することができます。ただし当行に対する解約の通知は当行所定の解約届原本を提出してください。

本行或申請人可隨時提出解約要求，若解約者為申請人，則必須向本行提出解約申請書正本。

2) 契約者に次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当行は契約者になんら通知を発信することなく即時に FAX/Email サービスを解約することがあります。

若有下列情形發生，本行得以解除此服務，且不另行通知。

- a. 「支払の停止」または「破産手続開始・民事再生手続開始・会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立」があったとき

停止支付、開始破産手續等

- b. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき

遭證券交易所停止交易之處分

- c. 相続の開始があったとき

繼承問題之發生

- d. 住所変更の届け出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明になったとき

因地址變更之書面申請延誤導致本行無法確認申請人之所在地

- e. 契約者が手数料を支払わないとき

申請人拒付手續費

- f. 利用申込書または本規定に基づく届け出事項について虚偽の事実があることが判明したとき

服務申請書填寫事項與事實不符

- g. 契約者が本規定の各条項に違反したと当行が認めたとき

申請人違反本規定

3) 当行の判断によるサービスの一時中止または解約

根據本行之判斷，此服務可能暫時或終止之情形

当行は、契約者・当行間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと認めた場合、契約者に通知することなく FAX/Email サービスの利用を一時中止または解約することがあります。

本行若對與申請人間信賴關係有任何疑慮時，本行得不另行通知暫時停止提供或終止此服務。

4) 処理の中止 交易處理中止

FAX/Email サービスの契約が解約等により終了した場合、その時点までにサービス・振替の処理が完了していない取引依頼については、当行はその処理を継続する義務を負いません。

若服務終止時尚有待處理事項，本行將不負繼續交易之責任與義務。



第 14条【第3者のFAX/Emailサービス利用禁止】 傳真暨電子郵件交易指示服務禁止供第三方使用

本サービスは、契約者の便宜のために提供するものであって、第3者の便宜のために本サービスを利用することはできません。

本服務旨為提供申請人交易操作便利，不得替第三方以此服務進行交易。

第 15条【合意管轄裁判所】 糾紛之裁決地點

本サービスの利用契約に関して訴訟の必要が生じた場合は、当行所在地を管轄する裁判所を専属合意管轄裁判所とします。

若發生任何與本服務相關之糾紛、訴訟，將以本行當地管轄之裁判所判決為主。

【本中文簡易譯文僅供參考，倘若本條款及細則中日兩種語文版本之間的釋義或涵意有不一致，以日文版本為準。】

以上